

亀山市立医療センター入院用品サポート事業仕様書

1 事業名

「亀山市立医療センター入院用品サポート事業」（以下「入院用品サポート事業」という。）

2 概要

この仕様書は、亀山市立医療センター（以下「当院」という。）において入院用品サポート事業を行うに当たって、サービスの条件及び費用のあり方などの基本的な事項を定めたものである。

ただし、契約時及び契約締結後において、当院と事業者の協議が整った場合、本仕様書の一部を変更できるものとする。

3 事業内容

（1）業務内容

事業者は、当院が指定する建物の一部にて、協議の上運営に必要な設備整備等を行い、入院患者及びその家族に対して、入院生活に必要なタオル・衣類（いずれも洗濯付き）、紙おむつや口腔ケア用品及び日用生活用品等の患者負担となる物品（以下「入院用品」という。）を提供し、日額で料金を請求する業務を実施する。

また、請求書の発行・入金確認を事業者が行った上で、入院患者に対する入院用品サポート事業の利用料金に係る施設使用料を算出し、当院に支払うこと。

（2）事業実施場所

亀山市立医療センター（三重県亀山市亀田町466番地1）

【参考】病床数90床

1日平均入院患者数68.1人（令和元年度実績）

4 履行期間

契約の日から令和5年7月31日まで

ただし、契約の日から令和2年7月31日までは準備期間とし、費用の支払いは生じないものとする。

なお、賃貸借契約は、契約期間満了をもって終了し、自動更新はしないものとする。

5 貸付場所

業務実施場所として次の場所を貸出す予定であるが、具体的な場所など詳細は当院と事業者の協議によるものとする。

在庫保管場所：各病棟の保管場所（約8㎡）

6 貸付条件

(1) 貸付条件は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条第3項の規定に基づく、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づくものとする。

ただし、使用料については、毎月の入院用品サポート事業の売上高に対する利益分配率により当院へ納付することとし、その他定めのない事項については、原則として当院及び事業者双方協議の上決定する。

(2) 使用場所の改修及び原状復帰にかかる経費又は業務上必要となる備品類は、事業者の負担において準備すること。

7 契約条件

(1) 事業の実施体制

ア 対象病床数は90床（1日平均入院患者数68.1人（令和元年度実績））とし、遅滞なく安定したサービスを供給できる体制を構築すること。

イ 事業開始前に当院職員への説明会を実施し、業務フロー等を当院へ提出する等、円滑に事業が実施できるよう配慮するとともに、事業開始後は、当院職員からの要望を可能な限り反映する等、当院職員と連携を図りながら実施すること。

ウ サービス提供開始に当っては、利用者への周知を十分に行い、円滑に導入できるよう配慮すること。

(2) 入院セットの確保

入院セットは常に清潔なものを当院が指定した場所へ保管し、当院職員が利用者の申出又は当院職員の判断により、必要に応じて利用者へ提供することができる数量が、常時確保されていること。

(3) 利用申込書の管理方法

利用者又はその家族からの利用申込書の管理は、事業者が行うこと。申込書の回収については、当院職員と十分な調整を図り、円滑に行うこと。

また、利用者及びその家族の個人情報については、亀山市個人情報保護条例（平成17年亀山市条例第20号）及び事業者の個人情報保護方針に従って、適正に取り扱うこと。

(4) 事業運営体制の十分な確保

事業者の職員は、月2回（入院用品サポート事業導入当初は、週1回程度）程度、定期的に当院を訪問し、事業運営に問題がないかどうか確認すること。

その際、当該職員は、事業運営の知識を有し、入院用品サポート事業運営に関わるあらゆる業務の問題に対応可能な担当者が訪問すること。

(5) 利用料金の請求及び回収

事業者は、利用者個人とサービス利用契約を締結し、利用者に対して利用料金の請求及び回収を行うこと。なお、利用料金に未収金が発生した場合についても、事業者が適正に対応すること。

(6) 利用者からの問合せ及び苦情対応

事業者は、利用者から問合せや苦情に対し、当院の病院事業運営に影響を与えることがないよう誠意を持って対応すること。

また、病院事業運営上重大な内容については、当院へその内容を報告すること。

(7) その他

ア 災害時にも入院用品の供給が可能な体制を整備すること。

イ 事業運営上取得した機密情報は、履行期間中はもとより、履行期間終了後についても外部に漏らさないこと。

ウ 事業者は、利用状況について毎月報告書を当院へ提出し、また求めがあった場合は、本件に係る収支状況報告書を速やかに提出すること。

エ 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書により難しい事情が生じたときは、当院と事業者が協議のうえ決定するものとする。

8 業務内容の詳細

利用者の利便性を確保するため、随時の受付及び提供が可能で、利用者にとって利用しやすい方法を提案すること。

また、当院職員の負担を軽減するという視点を踏まえて提案すること。

(1) 運用形態

ア 利用者に対するサービスの概略説明は、入院時説明の際に当院職員が行う。なお、当院職員がサービスの説明を行うに当たり、事業者は当院職員及び利用者がサービス内容を理解しやすい説明資料を事前に提供すること。

イ 利用者への物品提供は、当院職員が行うものとする。

ウ 利用日数については、当院職員が事業者に対して報告するものとする。

(2) 入院用品管理

ア 入院用品提供は、看護業務の運営上、必要十分な量が確保され、適正な量を配付しなければならない。そのため、事業者はこれらの点に十分配慮するとともに、当院職員に対し誠意を持って協力すること。また、利用者へ提供する入院用品については、当院職員の希望を反映したものであるとともに、必要に応じて入院用品のリニューアルにも対応すること。特に指定のある品目に関しては必ずその品目を扱うこと。

イ 事業者は、入院用品サポート事業運営上、必要となる物品の発注、納品及び使用済みリネン類の回収、その他必要な物品の管理を行うこと。

ウ 事業者は、各入院用品の在庫管理を随時行い、欠品等が生じないようにすること。また、棚卸についても、事業者の責任において行うこと。

エ 各入院用品の納品は解錠時間内とし、受領に当たっては事業者が検品を行い、汚損・破損等の物品を利用者へ提供することのないように十分留意すること。

オ 事業者は、指定された在庫保管場所の変更を求められたとき（一時的に変更する場合を含む）は、当院の指示に従い在庫保管場所の移動を行わなければならない。

(3) リネン類管理体制

ア リネン類の洗濯業務に関しては、業務効率化の観点から当院と院内洗濯集配業務委託契約の受託者と委託契約を締結すること。または、医療関連サービスマーク（寝具類洗濯業務）の認定を受けた事業者が行うこと。なお、当院より確認を求められた際には、認定書の写しを提出できること。

イ リネン類の回収交換回数は、週2回以上とすることとし、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成5年2月15日健政発第98号厚生省健康政策局長通知）の第3及び「病院診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日指第14号厚生省健康政策局指導課長通知）を遵守させ、適正に処理させるものとする。

（4）損害賠償

入院用品類の紛失、取扱い上の過失による損害、その他事業者の責により生じた商品の損害については、当院の責によることが明らかな場合を除き、当院はその責を負わない。利用者が使用する物品等の盗難、紛失、火災又は風水害等による損失補てんについては、事業者の責任において行うものとする。

（5）経費区分（一部再掲）

事業者は、以下の費用及び備品等を負担することとする。

ア 物品管理に要する棚等の備品

イ 利用者への説明資料及び料金表等類

ウ 利用契約及び日数管理等の運営管理を目的とした備品類

エ サービス開始に係る各種改修費用

オ 履行期間の満了又は解除に伴う物品の撤去及び設備の原状回復費用

カ 貸与品の業務上の汚損又は破損に伴う修理若しくは交換等に必要な費用

（6）入院用品の構成

ア 入院用品サポート事業を運営する上で、入院用品の品目に関しては、特に注意して当院の意向に沿うこと。また、当院が事業開始当初に希望する入院用品については別紙に基づき同等以上の入院用品を提供すること。また、当院より指定のある品目に関してはそれに従うこと。

イ 必要に応じて入院用品の品目の見直しに対応すること。

ウ 病衣類及びタオル類については洗濯を含むこと。

エ 紙おむつについては、当院指定のTENA製を使用すること。

別紙

この別紙は、亀山市立医療センター入院用品サポート事業仕様書 8 業務内容の詳細 (6) 入院用品の構成において定める、当院が事業開始当初に希望する入院用品について、当院が希望する基本的な事項を定めたものである。

ただし、契約時及び契約締結後において、当院と事業者の協議が整った場合、品目の全部又は一部を変更することについては妨げないものとする。

1 入院用品の構成及び使用量の目安

Aプラン (病衣付セット)			
分類	商品名	使用量の目安※1	備考
リネン類	バスタオル	週におよそ2枚	
	フェイスタオル	1日におよそ1枚	
	おしぼり小 (28cm×30cm 程度)	1日におよそ3枚	中判厚手メッシュ ※2、※3
	おしぼり大 (25.5cm×60cm 程度)	週におよそ8枚	大判厚手 ※2、※3
	病衣甚平、浴、介護寝巻	週におよそ3枚	選択制とする。

Bプラン (基本セット)			
分類	商品名	使用量の目安※1	備考
リネン類	バスタオル	週におよそ2枚	
	フェイスタオル	1日におよそ1枚	
	おしぼり小 (28cm×30cm 程度)	1日におよそ3枚	中判厚手メッシュ ※2、※3
	おしぼり大 (25.5cm×60cm 程度)	週におよそ8枚	大判厚手 ※2、※3

※1 リネン類の使用量は目安であり、利用者の容態の変化等で追加に使用した場合も、料金の追加請求は行わないものとする。

※2 おしぼりはディスポタイプとし、かつ、温めることができる製品であること。

※3 おしぼりを温めるための装置も導入時に提供し、その装置を運ぶための備品も用意すること。

2 紙おむつセットの構成及び使用量の目安

紙おむつプラン①			
分類	商品名	使用量の目安※1	備考
紙おむつ	(フレックス or スリップ)・プラス	1日におよそ3枚	指定商品 (TENA)
	(フレックス or スリップ)・マキシ	1日におよそ1枚	指定商品 (TENA)
	デュオ	1日におよそ1～3枚	指定商品 (TENA)
	おしり拭き	1日におよそ5～8枚	ディスポ※2 (ユニ・チャーム㈱：ライフリートイレに流せるおしり拭き同等品以上)
	おしり洗浄液	適宜	指定商品 (ユニ・チャーム㈱)

紙おむつプラン②			
分類	商品名	使用量の目安※1	備考
紙おむつ	パンツ・プラス	1日におよそ1～2枚程度	指定商品 (TENA)
	おしり拭き	1日におよそ5～8枚	ディスポ※2 (ユニ・チャーム㈱：ライフリートイレに流せるおしり拭き同等品以上)
	おしり洗浄液	適宜	指定商品 (ユニ・チャーム㈱)

※1 おむつ類の使用量は目安であり、利用者の容態の変化に応じて、追加で使用した場合も料金の追加請求は行わないものとする。

※2 おしり拭きについては当院と協議の上、使いやすいものを用意すること。

3 日用品及び口腔ケア用品の構成及び使用量の目安

- (1) AプランまたはBプランの利用者に対して、以下の日用品及び口腔ケア用品（以下「消耗品」という。）を無償で提供すること。
- (2) 消耗品は利用者の希望に応じて配布できるよう、病院指定の場所に常に一定量確保しておくこと。
- (3) 消耗品は利用者の希望または当院職員の判断で定期交換する。また、使用中であっても劣化や破損の場合には随時交換可能であること。
- (4) 消耗品に関して、品質の良いものを安定して供給すること。また、以下の品目と

同等の商品を用意すること。

分類	商品名	使用量の目安	備考
日用品	カラーコップ	適宜	(ストロー付き)
	吸い飲み	適宜	
	ベビーローション	適宜	
	箸	適宜	
	フォーク	適宜	
	スプーン	適宜	
	小物ケース	適宜	
	イヤホン	適宜	
	ティッシュ	適宜	
	食事用エプロン	適宜	
	うがい受け	適宜	
	洗面器	適宜	
	ヘアブラシ	適宜	
	綿棒	適宜	
	シェービングフォーム	適宜	
	剃刀	適宜	
	ごみ箱	適宜	
	ポリ袋	適宜	
	リンスインシャンプー	適宜	
ヘアシャンプー	適宜	(ピジョン株)：お湯のいらない泡シャンプー同等品以上)	
ボディシャンプー	適宜		
口腔ケア用品	歯ブラシ	適宜	
	歯みがき粉	適宜	
	義歯洗浄剤	適宜	
	義歯ケース	適宜	
	吸引スポンジ	適宜	
	口腔ケアスポンジ	適宜	
	マウスウォッシュ	適宜	